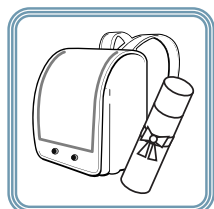


明るい選挙 **寄附禁止のルール**

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることや、有権者が政治家に寄附を求めることは禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



入学祝・卒業祝



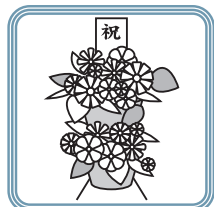
就職祝・出産祝



結婚祝※



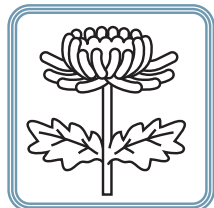
病気見舞い



落成式・開店祝の花輪など



地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ



葬式の香典※・供花など

寄附禁止の対象となるもの



※印については、一定の要件に該当すれば、罰則が適用されない場合があります。



お中元やお歳暮



町内会の集会や旅行などの催事への寸志や飲食物の差し入れ



お祭りの寄附や飲食物の差し入れ

みんなで守ろう **「三ない運動」**

贈らない!



求めない!



受け取らない!



政治家の寄附の禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする人および現に公職にある人）が選挙区内の人に対して寄附をすること（政党や親族に対するものおよび政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されています。

なお、政治家以外のかたが、政治家名義の寄附をすることも禁止されています。

また、政治教育集会に関する実費の補償であっても、食事や食料の提供は禁止されています。

政治家に対する寄附の勧誘、要求の禁止

有権者が、政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることは禁止されています。

後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、香典、祝儀のほか物品の供与を行うことは禁止されています。

時候のあいさつ状の禁止

政治家が、選挙区内の人に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内の人に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告を出すことは禁止されています。

問い合わせ：選挙管理委員会事務局